

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (勅令の日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エチオピア	T I C A D 産 業 人 材 育 成 セ ン タ ー 一 建 設 計 画 の た め の 贈 与 に 関 す る 日 本 国 政 府 と エ チ オ ピ ア 連 邦 民 主 共 和 国 政 府 と の 間 の 交 換 公 文	T I C A D 産 業 人 材 育 成 セ ン タ ー 一 建 設 計 画 を 実 施 す る た め に 必 要 な 生 産 物 及 び 役 務 の 購 入	2,931,000千円 2024.12.31まで	2018.3.30 アデイス アベバで (同日)	日本側 内田 現在エチオピア臨時代理大使 アベベ財務・経済協力担当国務大臣 エチオピア側 アベベ財務・経済協力担当国務大臣	2018.4.11 150号
エチオピア	エチオピア連邦民主共和国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円	2018.8.2 アデイス アベバで (同日)		2018.8.23 264号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。